

マイボトル等で利用できる給水機の設置に関する連携協定書

志摩市（以下「市」という。）とウォータースタンド株式会社（以下「WS」という。）は、志摩市内（以下「市内」という。）においてマイボトル等で利用できる給水環境を整備し、ペットボトル等の使い捨てプラスチック製品の使用抑制やプラスチックごみの削減を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市とWSが連携・協力し、市内においてマイボトル等で利用できる給水環境を整備することにより、ペットボトル等の使い捨てプラスチック製品の使用抑制を図り、プラスチックごみによる海洋汚染の防止のほか、ごみ減量、地球温暖化対策や生物多様性の保全等につながることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「マイボトル」とは、自分用の飲み物を入れて携帯する水筒などの容器をいう。

2 この協定において「給水機」とは、水道直結で浄水フィルターを搭載している、ウォーターサーバー『ウォータースタンド』を指す。

（連携の内容）

第3条 市とWSは、連携のもと、ペットボトル等の使い捨てプラスチック製品の使用抑制の機運を醸成するとともに、市施設及び民間施設等への給水機設置に取り組むことにより、マイボトル利用の輪を広げ、ペットボトル等の使い捨てプラスチックごみの削減を推進する。

（市の取組）

第4条 市は、次の取組みを実施する。

- (1) ペットボトル等の使い捨てプラスチック製品の使用抑制について、積極的に啓発する。
- (2) 市施設への給水機設置に取り組む。
- (3) 民間施設等への給水機設置の推進を図るため、広報等によりWSへの支援を行う。

（WSの取組）

第5条 WSは、次の取組みを実施する。

- (1) 市施設へ給水機を設置するため、機器の提供等により市への支援を行う。
- (2) 民間施設等への給水機設置の推進を図る。
- (3) ペットボトル等の使い捨てプラスチック製品の使用抑制について、積極的に啓発する。
- (4) 市が取り組む、プラスチックごみ削減や地球温暖化対策等の環境施策の啓発に協力する。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の90日前までに、市又はWSから協定更新の申し出があった場合には、市及びWSが協議の上、本協定の有効期間を更新することができるものとする。

（協議事項）

第7条 本協定に基づく取組み内容の詳細については、市とWSの協議の上、別に定めるものとする。

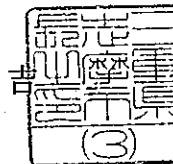
本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、市及びWSは、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 4年 4月 1日

市：三重県志摩市阿児町
鵜方3098番地22

志摩市

志摩市長 橋 爪 政 吉



WS：埼玉県さいたま市大宮区
桜木町4丁目463番地

ウォータースタンド株式会社

代表取締役 本 多

